

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和8年5月28日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2500679号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2600031号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年12月15日
② 平成18年12月14日

請求期間①及び②にA社から賞与を支給され厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、A社の事業主は、請求者に係る賞与の支給及び賞与からの保険料控除について確認できる資料はなく、当該期間における賞与支給額及び賞与からの厚生年金保険料控除の有無については不明と回答している。

また、請求期間①及び②に係る賞与の振込先金融機関を特定することができないことから、請求者の当該期間における賞与の支払及び賞与からの厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。